

2013年6月3日

日本発達心理学会会員の皆様

日本発達心理学会
理事長・子安増生

冠省 会員の皆様方には、日頃本会の活動にご協力いただきありがとうございます。

お蔭さまで、日本発達心理学会は本年7月1日に一般社団法人へと移行しますが、本年3月15日の日本発達心理学会総会において審議・了承された「一般社団法人日本発達心理学会定款*」第13章補則の附則2において「従来の任意団体「日本発達心理学会」の会員は、第6条の規定にかかわらず、法人成立の日をもって、この法人の会員となる。会費は、従前の団体に納めた会費をもって充当する。但し、法人成立までにこの法人の会員とならない旨の意思表示をしたものを除く。」と規定されています。

*定款は本会ホームページ (<http://www.jsdp.jp/contents/soshiki/teikan20130701.pdf>) にアップされています。

既に総会などでご説明いたしましたように、一般社団法人化は本会の公的位置づけを明確にし、一層の地位向上をはかるものであり、基本的に会員の皆様にとってメリットが大きく、また法人化に伴う不利益を生じさせないように鋭意進めておりますが、定款上、法人成立までにこの法人の会員とならない旨の意思表示（退会の希望）をされる会員がおられないか、おうかがいする必要があります。

つきましては、退会をご希望の場合は、今月末（6月30日）までに、日本発達心理学会事務局（e-mail: office@jsdp.jp, Fax: 03-5840-9338）まで電子メールまたはファックスでご連絡ください。その場合には、おって退会の具体的手続きについてご案内を差し上げます。

引き続き会員であることを希望される場合は、本状はご放念下さい。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

草々